

京田辺市「学校安全ボランティア保険」の概要

【内容】

学校安全ボランティアとして学校（市教育委員会）に登録した方が、子ども達の登下校時の見守りや学校内でのパトロールなどボランティア活動中の事故による自身の傷害や第三者に損害を与えた場合の賠償責任等を補償するものです。

【適用保険】

1 社会福祉法人京都府社会福祉協議会のボランティア保険（基本Aプラン）が適用されます。

2 対象者

学校安全ボランティアに登録された方を対象とします。

3 主な補償範囲・補償額

(1)傷害補償（1名につき）

・死亡後遺障害	918万円
・入院／1日	6,000円
・通院／1日	4,000円

(2)賠償責任補償 対人・対物共通1事故につき 3億円（免責あり）

4 保険期間

- ・登録時から登録年度末まで（年度更新）
- ※ 登録の有効期間は、登録を辞退されるまで、自動的に継続登録するものとします。
- ※ 登録から保険加入までにおおよそ1週間程度かかります。

【保険金が支払われない場合があります（例）】

- ・登録者の原付自転車や自動車に起因する事故。（車両の任意保険等を適用）
- ・登録者以外は対象となりません。
- ・学校安全ボランティアとしての活動中の事故のみが対象となりますので、活動外の事故への適用はありません。

【事故が起こったら】

- ◎ 事故等が発生した場合は、すぐに登録先の学校へ連絡ください。

【ボランティア登録を辞退される場合】

各校では、学校ボランティア登録票を保管しています。活動をやめられる時は、登録先の学校へその旨連絡ください。

- ※ 保険についての詳しい資料は、学校・市教育委員会にお尋ねください。